

国富町教育委員会名義後援の基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国富町教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外のものが実施する事業について、教育委員会が後援を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「後援」とは、教育委員会が当該事業の趣旨・目的に賛同し、奨励する意思を表示するものをいう。

(後援の名義)

第3条 後援について使用を承認する名義は「国富町教育委員会」とする。

(後援の承認基準)

第4条 教育委員会は、事業の主催者から後援の申請があったときは、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 主催者の基準

ア 組織及び運営方針が明確であり事業遂行能力が十分であると判断されるもの。

イ 政治的又は宗教的な目的を有していない団体等であること。

ウ 国富町暴力団排除条例（平成23年国富町条例第13号）第2条第1号から第3号までに該当しない団体等であること。

(2) 事業内容の基準

ア 教育、学術、文化及びスポーツの普及振興に寄与するもので公益性が高いものであること。

イ 原則として事業の実施場所が国富町内であること。ただし、教育委員会の事業の推進、普及又は啓発に関する事業と認められる場合は、この限りでない。

ウ 事業の規模が広範囲に渡るものであり、広く町民を参加対象とすること。

エ 入場料を徴収する事業にあっては、その金額が内容に対し過重でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、事業内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援を承認しないものとする。

(1) 政治目的又は宗教目的と認められるもの。

(2) 営利目的と認められるもの。

(3) 特定の者に利益を供し、又は不利益を与えるおそれのあるもの。

(4) 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの。

(5) その他後援の名義使用を承認することが不相当と認められるもの。

(承認の申請)

第5条 教育委員会の後援を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業開催日の30日前までに後援名義使用申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 団体の規約又は会則

- (2) 事業の計画書
 - (3) 事業の収支予算書
 - (4) 返送先を明記し、切手を貼付した返信用封筒
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- (後援の承認書等の交付)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、速やかに審査し、後援名義使用許可(不許可)通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(後援の取消等)

第7条 前条の規定により後援の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、後援を取り消すものとする。

- (1) 申請書等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (2) 第4条第1項の規定に違反することが判明したとき。
- (3) 第4条第2項の規定に該当することが判明したとき。
- (4) その他教育委員会が後援を承認することが適当でないと認めるとき。

2 後援の取消しにより主催者に損害が生じた場合であっても、教育委員会において賠償等の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、後援の名義使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。